

水第7号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第36条の5第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第36条の6第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を本市の水道技術管理者等の資格に追加するため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（布設工事監督者の資格）

第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 学校教育法による短期大学~~（同法による専門職大学の前期課程を含む。）~~又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後~~（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）~~、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（第4号から第6号まで省略）

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

（第1号省略）

- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後~~（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）~~、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者~~（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）~~については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(第3号及び第4号省略)